

## 社会福祉法人北海道療育園 法人役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道療育園（以下、「法人」という。）の役員に対する報酬等について定めるものである。

### (常勤役員)

第2条 この規程で常勤役員とは、日常的に法人業務を行う役員をいう。

### (報酬の種類)

第3条 この規程により、常勤役員に報酬を支払う。

2 常勤役員の報酬は、月額報酬、期末賞与（6月期、12月期）、寒冷地手当（8月期）、及び退職慰労金とする。なお、期末賞与、寒冷地手当については職員給与規程に準じて支給することとし、退職慰労金については、別に規程を定める。

3 非常勤役員には、第6条に規定する日額報酬を支払う。

### (報酬の月額及び年間支給総額)

第4条 常勤役員の報酬の月額及び年間支給総額の基準は、次のとおりとする。

月 額	1,300,000円	総 額	120,000,000円 以内
	1,200,000円		
	1,100,000円		
	1,000,000円		
	900,000円		
	800,000円		
	700,000円		
	600,000円		

2 前項の月額報酬は、福祉事業あるいは病院経営等に携わった経験年数、医師等の資格の有無及び職務内容や責任の程度を勘案し、理事会の同意を得て理事長が定める。

(役職手当)

第5条 常勤役員には、事業の円滑な発展を期するため、役職手当（月額10,000円）を支給することができる。

2 前項の役職手当は、施設長である理事にも支給することができる。

3 役職手当は、俸給支給日に別途支給する。

(日額報酬)

第6条 非常勤役員が理事会に出席または法人業務に従事した場合の日額報酬は次のとおりとする。

日額報酬（税込）	支給要領
25,000円	1日4時間以上
15,000円	1日4時間未満

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支給にあたり、この規程に定めのない事項については、職員給与規程を準用するものとする。

2 第6条に規定する日額報酬の支給は、その都度支払うものとする。

(その他)

第8条 この規程の改廃については、評議員会の同意を得て理事長が決定する。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年10月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年11月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月22日から施行する。